

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年3月31日

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・  
カンパニー・エス・エイ  
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 高 橋 寿 幸

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-2557  
ロベルトシュトゥンパー通り9A  
(9A,rue Robert Stümper L-2557 Luxembourg, Grand Duchy of  
Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03(6212)8316

【届出の対象とした募集  
(売出)外国投資信託受益証  
券に係るファンドの名称】 日興・プレミア・ファンド-日興エナジー・インフラ・ファンド  
(四半期分配型)  
(Nikko Premier Fund- Nikko Energy Infrastructure Fund  
(Quarterly Distribution))

【届出の対象とした募集(売  
出)外国投資信託受益証券の  
金額】 円建ヘッジありクラス受益証券 1,000億円を上限とする。  
円建ヘッジなしクラス受益証券 1,000億円を上限とする。

【縦覧に供する場所】 該当事項なし。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出しましたので、平成27年12月25日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により更新および追加するため、また、サブ・ファンドにおけるPGSマスター・トレーディング・リミテッドを通じた投資先ファンドであるPGS FAMCO HIGH INCOME INVESTMENTおよびPGS TORTOISE HIGH INCOME INVESTMENTの純資産総額の減少により、PGS FAMCO HIGH INCOME INVESTMENTの投資配分がPGS TORTOISE HIGH INCOME INVESTMENTへの投資に移行されることとなったことに伴い、管理会社が、サブ・ファンドの英文目論見書における「一つの投資先ファンドに対する投資がサブ・ファンドの純資産総額の30%を超えない予定である」旨の記載を変更したこと、ならびに総管理事務代行契約が変更されたことに伴い、原届出書の該当する事項に訂正の必要が生じたので、これらを訂正するため、さらに、原届出書に記載の表現を一部更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

## 2【訂正の内容】

## (1) 半期報告書を提出したことによる原届出書の訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容<sup>\*</sup>と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(2) 投資資産		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(3) 運用実績	2 販売及び買戻しの実績		追加
	(4) 販売及び買戻しの実績			追加
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 2 事業の内容及び営業の概況		4 管理会社の概況	(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
	5 その他		(3) その他	追加
	(4) 訴訟事件その他の重要事項			

\* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです（「5 管理会社の経理の概況」は、訂正内容に該当しないため省略します。）。

[次へ](#)

## 1 ファンドの運用状況

日興・プレミア・ファンド（以下「ファンド」という。）の日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）（以下「サブ・ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではない。

## (1) 投資状況

## 資産別および地域別の投資状況

<日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）> (平成28年1月末日現在)

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	2,399,804,288	100.40
現金・その他の資産（負債控除後）		- 9,675,479	- 0.40
合計（純資産総額）		2,390,128,809	100.00

(注1) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

(注2) サブ・ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されているが、受益証券は円建のため、本書の金額表示は、別段の記載がない限り円貨をもって行う。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(注4) サブ・ファンドの特定の資産の「時価合計（円）」欄に記載された金額は、サブ・ファンドと組入投資信託に用いているシステムの性質により誤差が生じるため、組入投資信託の「時価合計（円）」の「合計（純資産総額）」欄に記載された金額と一致しない場合がある。

以下は、サブ・ファンドの組入投資信託であるPGSマスター・トレーディング・リミテッド（以下「PGSマスター」という。）の投資状況である。

<PGSマスター> (平成28年1月末日現在)

資産の種類	地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託	ケイマン諸島	2,281,790,062	95.08
現金・その他の資産（負債控除後）		118,014,226	4.92
合計（純資産総額）		2,399,804,288	100.00

(注) 投資比率とは、PGSマスターの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

## 投資資産

## ( ) 投資有価証券の主要銘柄

<日興エナジー・インフラ・ファンド（四半期分配型）> (平成28年1月末日現在)

銘柄	地域	種類	保有株数	取得原価（円）		時価（円）		投資比率（％）
				単価	金額	単価	金額	
PGSマスター	ケイマン諸島	投資信託	246,921.15	11,276.94	2,784,513,766	9,718.91	2,399,804,288	100.40

(注) 「投資比率」とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

以下は、サブ・ファンドの組入投資信託であるPGSマスターの投資有価証券である。

< PGSマスター >

(平成28年1月末日現在)

銘柄	地域	種類	保有口(株)数	取得原価(円)		時価(円)		投資比率(%)
				単価	金額	単価	金額	
PGS ENERGY OPPORTUNITIES TRUST CL A	ケイマン諸島	投資信託	105,955.51	13,153.73	1,393,709,761	11,387.98	1,206,619,615	50.28
PGS TORTOISE HIGH INCOME INVESTMENT	ケイマン諸島	投資信託	88,720.15	10,777.05	956,141,453	12,118.67	1,075,170,447	44.80

(注1) 上記の投資先ファンドは、PGSハイ・インカム・マネジャー・トラストのサブ・トラストである。

(注2) 「投資比率」とは、PGSマスターの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。

( ) 投資不動産物件

該当事項なし(平成28年1月末日現在)。

( ) その他投資資産の主要なもの

該当事項なし(平成28年1月末日現在)。

(2) 運用実績

純資産の推移

平成28年1月末日および同日前1年間における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

< 日興エナジー・インフラ・ファンド(四半期分配型) >

	純資産総額(円)	1口当たり純資産価格(円)	
		円建ヘッジあり	円建ヘッジなし
平成27年2月末日	8,332,917,420	11,972	12,007
3月末日	7,942,087,935	11,531	11,669
4月末日	6,507,084,216	11,499	11,538
5月末日	6,184,481,119	10,854	11,366
6月末日	5,366,927,953	9,698	10,070
7月末日	5,394,854,793	9,685	10,235
8月末日	4,754,614,702	9,500	9,618
9月末日	3,707,134,722	7,622	7,618
10月末日	3,779,773,012	7,779	7,826
11月末日	3,535,192,324	7,277	7,476
12月末日	2,847,194,194	6,237	6,336
平成28年1月末日	2,390,128,809	5,271	5,355

(参考情報)

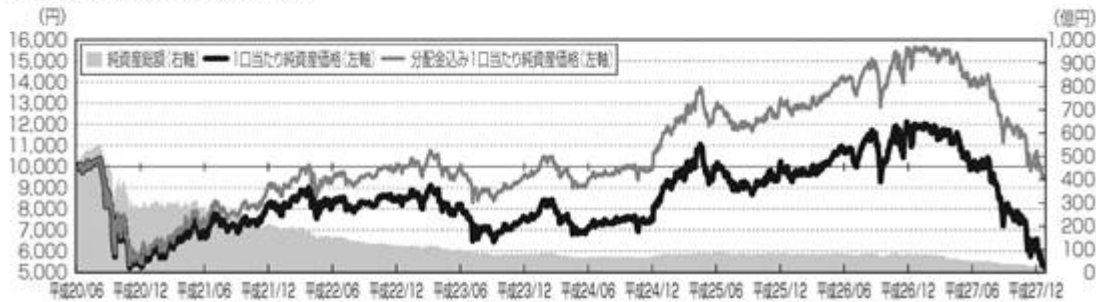
## 純資産総額および受益証券1口当たり純資産価格の推移（平成20年6月27日(設定日)～平成28年1月末日）

&lt;日興エナジー・インフラ・ファンド(四半期分配型)&gt;

円建ヘッジありクラス受益証券



円建ヘッジなしクラス受益証券



(注)「分配金込み1口当たり純資産価格」とは、受益証券1口当たり純資産価格に、サブ・ファンドの運用開始時以降支払われた分配金をそれぞれの分配落ち日に順次全額加算した価格である。ただし、分配金に係る税金は考慮していない。

## 分配の推移

平成28年1月末日前1年間に支払われた分配金は、以下のとおりである。

&lt;日興エナジー・インフラ・ファンド(四半期分配型)(税引き前)&gt;

期間	1口当たり 分配金額(円)	1口当たり 分配金額(円)	基準日	分配落ち日	海外支払日
	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし			
平成27年2月1日 - 平成28年1月末日	140	140	平成27年3月31日	平成27年4月1日	平成27年4月17日
	140	140	平成27年6月30日	平成27年7月1日	平成27年7月17日
	116	116	平成27年9月30日	平成27年10月1日	平成27年10月19日
	122	122	平成27年12月30日	平成28年1月4日	平成28年1月20日

## （参考情報（税引き前））

	1口当たり 分配金額（円）	1口当たり 分配金額（円）	基準日	分配落ち日	海外支払日
	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし			
直近の分配実績 （平成27年7月1日 - 平成28年1月末日）	140	140	平成27年6月30日	平成27年7月1日	平成27年7月17日
	116	116	平成27年9月30日	平成27年10月1日	平成27年10月19日
	122	122	平成27年12月30日	平成28年1月4日	平成28年1月20日
直近1年間累計 （平成27年2月1日 - 平成28年1月末日）	518	518	-	-	-
設定来累計 （平成20年6月27日 - 平成28年1月末日）	4,068	4,168	-	-	-

## 収益率の推移

平成28年1月末日前1年間における収益率は、以下のとおりである。

## &lt;日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）&gt;

期間	収益率（注）	
	円建ヘッジあり	円建ヘッジなし
平成27年2月1日 - 平成28年1月末日	- 51.55%	- 50.33%

（注）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

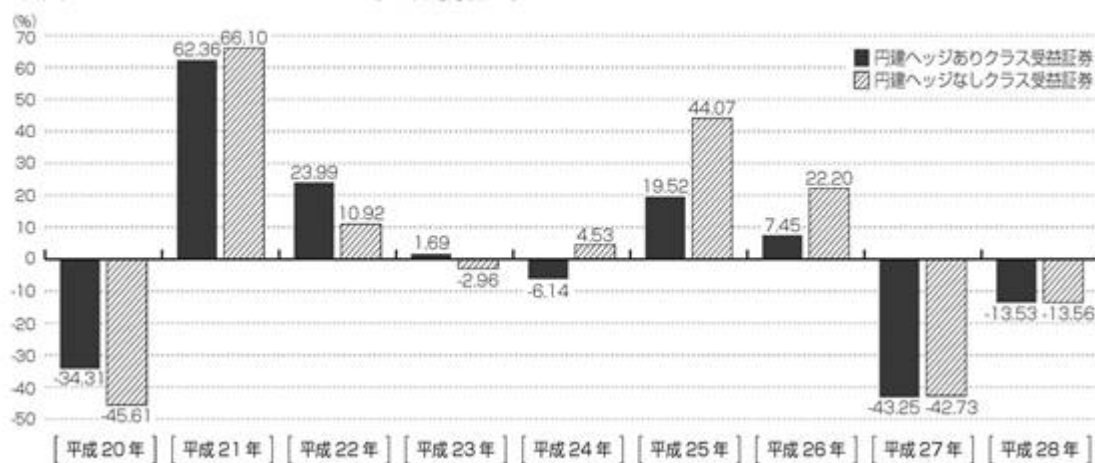
a = 平成28年1月末日現在の1口当たり純資産価格（当該期間の分配金（税引き前）の合計額を加えた額）

b = 平成27年1月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）

## （参考情報）

## 収益率の推移

## &lt;日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）&gt;



（注1）収益率（%）=  $100 \times (a - b) / b$

a = 各暦年末現在の1口当たり純資産価格（当該各暦年の分配金（税引前）の合計額を加えた額）

b = 当該各暦年の直前の各暦年末現在の1口当たり純資産価格（分配落ちの額）（ただし、平成20年については当初申込価格（10,000円））

（注2）平成20年は6月27日（設定日）から12月末日まで、平成28年は1月1日から1月末日までの収益率である。

[次へ](#)

## 2 販売及び買戻しの実績

平成28年1月末日前1年間における販売および買戻しの実績ならびに平成28年1月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

<日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）>

		販売口数	買戻口数	発行済口数
平成27年2月1日 - 平成28年1月末日	円建ヘッジあり	0	28,080	15,528
		(0)	(28,080)	(15,528)
	円建ヘッジなし	1,200	233,073	431,072
		(1,200)	(233,073)	(431,072)

(注) ( ) の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数である。

[次へ](#)

### 3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、日本円で表示されている。

## ( 1 ) 資産及び負債の状況

純資産計算書 - 2015年12月31日現在

日興・プレミア・ファンド - 日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）（単位：円）

	注記	円
<b>資産</b>		
投資有価証券、純資産価額（取得原価：2,869,553,848円）	1.2	2,865,460,548
為替予約契約に係る未実現純評価益	1.5、10	340,539
<b>資産合計</b>		<b>2,865,801,087</b>
<b>負債</b>		
未払販売報酬	7	5,437,161
未払印刷および発行費用		4,799,377
未払専門家報酬		3,137,006
未払弁護士報酬		2,121,941
未払管理事務代行報酬	4	1,207,182
未払代行協会員報酬	8	863,108
未払受託報酬	2	455,126
未払管理報酬	3	258,903
未払投資運用報酬	5	240,824
未払保管報酬	6	86,265
<b>負債合計</b>		<b>18,606,893</b>
<b>純資産</b>		<b>2,847,194,194</b>
<b>純資産</b>		
円建ヘッジありクラス受益証券		98,096,350
円建ヘッジなしクラス受益証券		2,749,097,844
<b>発行済受益証券口数</b>		
円建ヘッジありクラス受益証券		15,728 口
円建ヘッジなしクラス受益証券		433,872 口
<b>受益証券1口当たり純資産価格</b>		
円建ヘッジありクラス受益証券		6,237
円建ヘッジなしクラス受益証券		6,336

添付の注記は当該財務書類と不可分なものである。

## 統計情報

## 日興・プレミア・ファンド - 日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）

期末現在発行済受益証券口数：	円建ヘッジあり クラス受益証券	円建ヘッジなし クラス受益証券
2014年6月30日	31,512 □	758,964 □
2015年6月30日	42,408 □	492,126 □
発行口数	- □	500 □
買戻口数	(26,680) □	(58,754) □
2015年12月31日	15,728 □	433,872 □
期末現在純資産：	円	円
2014年6月30日	407,144,449	8,333,645,994
2015年6月30日	411,261,363	4,955,666,590
2015年12月31日	98,096,350	2,749,097,844
期末現在受益証券1口当たり純資産価格：	円	円
2014年6月30日	12,920	10,980
2015年6月30日	9,698	10,070
2015年12月31日	6,237	6,336

添付の注記は当該財務書類と不可分なものである。

## 財務書類注記

2015年12月31日現在

## 1．重要な会計方針

## 1．1 - 財務書類の表示

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

## 1．2 - 投資有価証券の評価

集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、当該評価日現在において入手可能な純資産価額で評価されている（評価日現在の純資産価額が入手できない場合には、その直前の日の純資産価額を使用する。）。

## 1．3 - 設立費

設立費は、全額償却された。

## 1．4 - 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末日現在の為替レートで換算される。外貨建ての取引は、取引日現在の為替レートで日本円に換算される。

## 1．5 - 為替予約契約

為替予約契約は、満期までの残存期間について、純資産計算書の日付現在で適用される先物レートで評価されている。

## 2．受託報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、年間最低15,000米ドルから最高30,000米ドルの範囲内で、純資産価額に対して年率0.015%の割合の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

上記の報酬の見直しは毎年行われている。受託会社はその活動範囲を広げることや、訴訟またはその他の例外的事象の取扱いを検討または実施する必要がある場合には、適時、追加費用について管理会社と交渉を行い、それに相反する契約がなければ、追加報酬はその都度、時間料率に基づき受託会社に支払われる。

## 3．管理報酬

管理会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.03%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

## 4．管理事務代行報酬

管理事務代行業社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.14%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

## 5．投資運用報酬

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、毎月後払いで支払われる。

運用報酬調整金は、サブ・ファンドにより記録された発生済分配金の価額の年率0.10%で、かかる発生済分配金がサブ・ファンドの帳簿に記載されている日数について四半期毎に後払いで支払われる。

#### 6. 保管報酬

保管会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.01%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

#### 7. 販売報酬

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産価額に対して年率0.63%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

#### 8. 代行協会員報酬

代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドに帰属する純資産価額に対して年率0.10%の報酬を受領する権利を有する。かかる報酬は、各評価日に発生し計上され、四半期毎に後払いで支払われる。

#### 9. 税金

##### 9.1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島では、収益または利益に対して課税されることはなく、ファンドは、設立日より50年間にわたって、すべての地方所得税、事業所得税および資本税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、当該財務書類において未払法人税等は設定されていない。

##### 9.2 - その他諸国

ファンドは、ケイマン諸島以外のその他諸国を源泉とする特定の所得に関して課税を受けたり源泉徴収税の対象となる可能性がある。購入予定者は、受益証券の購入、保有、買戻しによる税金またはその他の影響を各法域の法律に基づき判断する際に、国籍を有する国および居住地国の法律顧問および税務アドバイザーに相談すべきである。

#### 10. 為替予約契約

2015年12月31日現在、サブ・ファンドは以下の未清算為替予約契約を有している。

##### 10.1 - 円建ヘッジありクラス受益証券の通貨エクスポージャーをカバーするための為替予約契約

通貨	売り	通貨	買い	満期日	未実現評価損益
					日本円
米ドル	775,000	日本円	93,514,437	2016年3月31日	360,405
米ドル	75,000	日本円	8,995,040	2016年3月31日	(19,866)
為替予約契約に係る未実現評価益合計					340,539

#### 11. 買戻留保金

サブ・ファンドの英文目論見書付属書類のとおり、関連する1口当たり純資産価格の0.20%の買戻留保金が買戻し毎に留保される。

#### 12. 分配金

サブ・ファンドが双方のクラス受益証券について2015年12月31日に終了した期間中に行った分配は、以下のとおりである。

## 第1四半期：

基準日	2015年6月30日
分配落ち日：	2015年7月1日
海外支払日：	2015年7月17日
1口当たり金額：	140円（双方のクラス共）
分配金合計：	74,763,360円

## 第2四半期：

基準日	2015年9月30日
分配落ち日：	2015年10月1日
海外支払日：	2015年10月19日
1口当たり金額：	116円（双方のクラス共）
分配金合計：	56,422,864円

## 13. 為替レート

サブ・ファンドの日本円建てでない資産および負債の換算に使用された2015年12月31日現在の為替レートは、以下のとおりである。

通貨	為替レート
米ドル	120.4350

## 14. 受益証券の申込みおよび買戻しの条件

受益証券は、各発行日において関連する購入価格に5%を上限とする販売手数料を加えた金額により申込むことができる。受益証券1口当たりの購入価格は、発行日における受益証券の当該クラスに帰属する純資産価額を当該発行日に発行済の当該クラスの受益証券口数で除すことにより計算される。

受益証券は、英文目論見書および付属書類に記載される買戻請求通知の手続に従って、いずれかの買戻日に、当該買戻日現在の受益証券1口当たり純資産価格から当該受益証券1口当たり純資産価格の0.20%の買戻留保金を控除した価格（「買戻価格」）で買い戻すことができる。買戻価格は、一時停止決定されない限り、管理事務代行会社により、計算日に計算・公表される。

## 15．関係会社（当事者）取引

管理会社およびその一部の取締役、管理事務代行会社、保管会社、代行協会員ならびに日本における販売会社は、サブ・ファンドの関係会社（当事者）である。

## 16．後発事象

サブ・ファンドが双方のクラス受益証券について2015年12月31日後に行った分配は、以下のとおりである。

## 第3四半期：

基準日	2015年12月30日
分配落ち日：	2016年1月4日
海外支払日：	2016年1月20日
1口当たり金額：	122円（双方のクラス共）
分配金合計	54,851,200円

上記以外に、現在の財務書類に開示が必要であると受託会社および管理会社が判断する期末後の重要な事象はなかった。

## （２）投資有価証券明細表等

投資有価証券明細表 - 2015年12月31日現在

日興・プレミア・ファンド - 日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）（単位：円）

株数	銘柄	通貨	取得原価 円	純資産価額 円	比率 <sup>*</sup> %
投資信託	PGSマスター・トレーディング・ リミテッド	日本円	2,869,553,848	2,865,460,548	100.64
投資信託合計			2,869,553,848	2,865,460,548	100.64
投資合計			2,869,553,848	2,865,460,548	100.64

## 投資有価証券の分類

日興・プレミア・ファンド - 日興エネルギー・インフラ・ファンド（四半期分配型）

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) <sup>*</sup>
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	100.64
投資合計		100.64

添付の注記は当該財務書類と不可分なものである。

（\*）サブ・ファンドの純資産に占める投資資産の純資産価額の比率を%表記で示したものである。

（参考情報）

「PGSマスター・トレーディング・リミテッド」の状況

純資産計算書 - 2015年12月31日現在

PGSマスター・トレーディング・リミテッド

（単位：円）

	注記	円
資産		
投資有価証券、純資産価額（取得原価：2,744,322,055円）	1.2	2,812,861,178
銀行預金		52,590,794
未収利息		8,577
資産合計		<u>2,865,460,549</u>
純資産		<u>2,865,460,549</u>
発行済投資証券株数		254,462.22 株
投資証券1株当たり純資産価格		11,260.8488

添付の注記は当該財務書類と不可分なものである。

## 統計情報

## PGSマスター・トレーディング・リミテッド

## 期末現在発行済投資証券株数

2014年6月30日	494,807.16 株
2015年6月30日	312,633.56 株
発行株数	591.36 株
買戻株数	(58,762.70)株
2015年12月31日	254,462.22 株

## 期末現在純資産

円

2014年6月30日	8,766,686,021
2015年6月30日	5,386,969,705
2015年12月31日	2,865,460,549

## 期末現在投資証券1株当たり純資産価格

円

2014年6月30日	17,717.3791
2015年6月30日	17,230.9386
2015年12月31日	11,260.8488

添付の注記は当該財務書類と不可分なものである。

## 財務書類注記

2015年12月31日現在

### 1．重要な会計方針

#### 1．1 - 財務書類の表示

財務書類は、投資信託に適用される、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。

#### 1．2 - 投資有価証券および金融商品の評価

- ( a ) 集団投資スキーム、投資信託およびミューチュアル・ファンドは、当該評価日現在において入手可能な純資産価額で評価されている（評価日現在の純資産価額が入手できない場合には、その直前の日の純資産価額を使用する。 ）。
- ( b ) 証券取引所で取引されている有価証券は、当該証券取引所または管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した証券取引所の最新の入手可能な市場価格で評価される。
- ( c ) 証券取引所では取引されていないものの、店頭市場で取引されている有価証券は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が選択した信頼できる情報源に基づいて評価される。
- ( d ) PGSマスター・トレーディング・リミテッド（以下「PGSマスター」という。 ）が保有するスワップおよびその他の店頭商品は、管理事務代行会社と協議した上で管理会社が適当と判断するディーラーから入手した価格に基づいて、管理会社の裁量により誠実に評価される。
- ( e ) 短期金融商品および銀行預金は、原価に経過利息を加えて評価される。
- ( f ) 特定の資産に関し、評価を行う日に本書に定める取引所または市場が営業していない場合、当該資産の評価においては、かかる取引所または市場が直前に営業していた日に算定された価格を用いる。
- ( g ) 未実現損益は、当期における投資有価証券の純資産価額の変動および報告期間中に現金化された投資有価証券に係る前期の未実現損益の戻入れで構成される。
- ( h ) 投資有価証券の売却に係る実現損益は、平均原価法を使用して計算される。

#### 1．3 - 受取利息

受取利息は、発生基準に基づき日次ベースで計上されている。

#### 1．4 - 外貨換算

日本円以外の通貨建ての資産および負債は、期末日現在の為替レートで換算される。外貨建ての取引は、取引日現在の為替レートで日本円に換算される。

### 2．報酬および費用

サブ・ファンドとPGSマスターの間の費用契約にしたがって、PGSマスターに関連する一部の報酬および費用はサブ・ファンド側で記帳されている。

### 3．税金

#### 3．1 - ケイマン諸島

ケイマン諸島では、収益または利益に対して課税されることはなく、PGSマスターは、2008年5月27日より20年間にわたって、すべての地方法人税、事業所得税および資本税を免除する旨の誓約をケイマン諸島の総督から受け取っている。したがって、当該財務書類において未払法人税等は設定されていない。

#### 3．2 - その他諸国

PGSマスターは、ケイマン諸島以外のその他諸国を源泉とする特定の所得に関して課税を受けたり源泉徴収税の対象となる可能性がある。購入予定者は、受益証券の購入、保有、買戻しによる税金またはその他の影響を各法域の法律に基づき判断する際に、国籍を有する国および居住地国の法律顧問および税務アドバイザーに相談すべきである。

### 4．為替レート

日本円以外の通貨建てのPGSマスターの資産および負債の換算に使用された、2015年12月31日現在の為替レートは、以下の通りである。

通貨	為替レート
米ドル	120.4350

### 5．投資証券の発行および買戻しの条件

PGSマスターは、投資証券の発行および買戻しについて、サブ・ファンドが受益証券の発行および買戻しについて従っているのと同様の手続およびタイミングに従う。

PGSマスターの定款の通り、PGSマスターの設立資本金は、額面価格0.00001円の買戻可能議決権付投資証券300,000,000,000株で構成される3,000,000円である。

### 6．関係会社取引

管理事務代行会社、保管会社および投資運用会社は、PGSマスターの関係会社である。投資運用会社がPGSマスターの関係会社とみなされるのは、PGSマスターがその資産を投資しているケイマン諸島のファンドであるPGSハイ・インカム・マネジャー・トラストの管理会社として役務を提供しているためである。

### 7．後発事象

現在の財務書類に開示が必要であるとPGSマスターの取締役会が判断する期末後の重要な事象はなかった。

## 投資有価証券明細表 - 2015年12月31日現在

PGSマスター・トレーディング・リミテッド

(単位:円)

口(株)数	銘柄	通貨	取得原価	純資産価額	比率 <sup>*</sup>
			円	円	%
投資信託					
101,687.5803	PGS ENERGY OPPORTUNITIES TRUST CL A	米ドル	1,368,352,995	1,327,756,417	46.34
58,379.4519	PGS TORTOISE HIGH INCOME INVESTMENT	米ドル	599,816,259	774,518,017	27.03
61,938.6908	PGS FAMCO HIGH INCOME INVESTMENT	米ドル	776,152,801	710,586,744	24.80
投資信託合計			2,744,322,055	2,812,861,178	98.17
投資合計			2,744,322,055	2,812,861,178	98.17

上記すべての投資信託は、PGSハイ・インカム・マネジャー・トラストのサブ・ファンドである。

## 投資有価証券の分類

PGSマスター・トレーディング・リミテッド

## 投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) <sup>*</sup>
ケイマン諸島	トラスト、ファンドおよび類似の金融事業体	98.17
投資合計		98.17

添付の注記は当該財務書類と不可分なものである。

(\*) PGSマスターの純資産に占める投資資産の純資産価額の比率を%表記で示したものである。

[次へ](#)

#### 4 管理会社の概況

##### (1) 資本金の額

平成27年3月末日現在、管理会社の資本金は5,446,220ユーロ(約7億1,983万円)で、同日現在全額払込済である。なお、1株額面20ユーロ(約2,643円)の記名式株式272,311株を発行済である。

最近5年間における資本金の額の増減は、以下のとおりである。

平成22年3月31日	446,220ユーロ
平成23年3月31日	446,220ユーロ
平成24年3月31日	446,220ユーロ
平成25年3月31日	446,220ユーロ
平成26年1月16日	5,446,220ユーロ
平成26年3月31日	5,446,220ユーロ
平成27年3月31日	5,446,220ユーロ

(注)ユーロの円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日現在における株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=132.17円)による。以下、ユーロの円金額表示は別段の記載がない限りすべてこれによるものとする。

##### (2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、ルクセンブルグの1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)に基づき平成4年2月27日に設立された。

管理会社は、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)およびオルタナティブ投資ファンド運用者に関するルクセンブルグの2013年7月12日の法律に基づき、ファンドに関しAIFMDにおいて定義されるオルタナティブ投資ファンド運用会社(「AIFM」として業務を提供する。管理会社は、ファンドの投資資産の管理運営について責任を負っている。管理会社は、ファンドのポートフォリオ運用機能を投資運用会社に委託している。

管理会社はS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社の完全所有子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず(投資信託に関するルクセンブルグの2010年12月17日の法律(改正済)第125-2条に規定された)投資信託(以下「UCI」という。)を管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。管理会社は、UCIの管理、運営および販売に関するあらゆる活動を行うことができる。

管理会社は、サブ・ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、サブ・ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、関係するサブ・ファンドの費用で、信託証書に基づく一部または全部の職務を、一名以上の個人または一社以上の企業(投資運用会社またはその他のサービス提供会社を含む。)に委任する十分な権限を有するものとする。ただし、管理会社が、適用ある限り基本信託証書に定める規定を遵守することを確保することを条件とする。管理会社は、委託先または再委託先の業務遂行を監督する義務を負うものとし、管理会社によるその義務に係る故意の不履行または詐欺行為による場合を除き、委託先または再委託先の不正行為、重過失または不履行により生じたサブ・ファンドの損失について、責任を負わない。

信託証書に定める規定に従って、管理会社および管理会社の関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員または代理人は何らかの理由でいずれかの時点でファンドの信託財産もしくは信託財産の一部または信託財産の収益に発生した損失または損害に関して、かかる損失または損害が管理会社、管理会社の関係会社またはそれらの取締役、役員もしくは従業員の詐欺、重過失または故意の不履行に起因しない限

り、一切責任を負わない。また管理会社はいかなる場合も間接損害、特別損害または派生的損害に関して責任を負わない。

管理会社およびその関係会社ならびにそれらの取締役、役員、従業員および代理人は、それぞれサブ・ファンドの管理会社もしくはその関係会社としてまたはそれらの取締役、役員、従業員または代理人として被り、かつサブ・ファンドの信託証書に基づきまたはサブ・ファンドに関連して適切に権限および義務を履行する過程で発生した法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失、費用（すべての合理的な弁護士報酬、専門家報酬およびその他の同様の費用を含む。）または要求の全部または一部について、サブ・ファンドの信託財産から補償を受けるものとする。かかる補償は、管理会社またはその関係会社およびそれらの取締役、役員または従業員の故意の不履行、重過失または詐欺による作為もしくは不作為により生じ、管理会社が被ったあらゆる法的措置、訴訟、債務、コスト、請求、損失または要求には適用されない。

ファンドの管理会社の任期は、受益者決議による事前承認により受託会社により解任されない限り、ファンドの信託期間中とする。管理会社は、受託会社に対し90日前までに書面による通知を行うことにより辞任することができる。

管理会社は「管理報酬等」の項に定める報酬を受け取る権利を有する。

管理会社の権利および義務については、ミューチュアル・ファンド規則および信託証書に定められている。管理会社はミューチュアル・ファンド規則に定める規定に拘束され、かつミューチュアル・ファンド規則に定める事項を実施し、かかる事項に関して責任を負うことに同意している。

平成28年1月末日現在、管理会社は、以下のとおりに分類される14本の投資信託を運営および管理している。

分類		内訳
A分類	通貨建別運用金額	米ドル建： 2,606,970,607米ドル ユーロ建： 8,353,897ユーロ 円建： 564,203,932,910円 オーストラリア・ドル建： 1,787,908,346オーストラリア・ドル ニュージーランド・ドル建： 505,541,446ニュージーランド・ドル カナダ・ドル建： 74,231,194カナダ・ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	3本がルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型であり、11本がケイマン籍・契約型・オープン・エンド型である。

### (3) その他

平成28年3月31日前6か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

## ( 2 ) その他の訂正

( 注 ) 下線または傍線の部分は、訂正部分を示します。

## 第二部 ファンド情報

## 第 1 ファンドの状況

## 1 ファンドの性格

## ( 3 ) ファンドの仕組み

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

&lt; 訂正前 &gt;

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
( 中略 )		
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社 ( SMBC Nikko Bank ( Luxembourg ) S.A. )	保管会社 管理事務代行会社	平成18年9月21日付で受託会社 および管理会社との間で保管契 約 ( 注 1 ) を締結。保管会社 は、サブ・ファンドの資産の保 管を行う。 平成18年9月21日付で管理会社 および受託会社との間で総管理 事務代行契約 ( 改正済 ) ( 注 2 ) を締結。サブ・ファンドの 管理事務代行業務について、委 任されている。

( 後略 )

&lt; 訂正後 &gt;

名 称	ファンドの運営上の役割	契約等の概要
( 中略 )		
S M B C日興ルクセンブルク銀行 株式会社 ( SMBC Nikko Bank ( Luxembourg ) S.A. )	保管会社 管理事務代行会社	平成18年9月21日付で受託会社 および管理会社との間で保管契 約 ( 注 1 ) を締結。保管会社 は、サブ・ファンドの資産の保 管を行う。 平成27年7月15日付で管理会社 および受託会社との間で総管理 事務代行契約 ( 注 2 ) を締結。 サブ・ファンドの管理事務代行 業務について、委任されてい る。

( 後略 )

## 2 投資方針

### (1) 投資方針

< 訂正前 >

(前略)

#### 投資戦略

(中略)

通常の場合において、一つの投資先ファンド（当該投資先ファンドが投資プログラムの一定の事項について、投資先ファンドのマネジャーに加え、投資先ファンドの投資顧問会社にも委託している場合）に対する投資はサブ・ファンドの純資産価額の30%を超えない予定である。単一の当該投資先ファンドに対する投資がサブ・ファンドの純資産価額の30%を超えた場合、投資運用会社はできる限り速やかに投資がかかる上限を下回るように合理的な措置を講じる。ただし、調整は投資運用会社がサブ・ファンドの投資ポートフォリオ全体の運営を考慮した上で最も適していると判断する時に行われる。受益者による買戻請求を履行するために、PGSマスターが投資先ファンドに提出した買戻請求により、ある投資先ファンドの買戻しをその他の投資先ファンドよりも迅速に、かつ、大量に行わなければならない、この結果、一または複数の投資先ファンドの配分比率がサブ・ファンドのその後の純資産価額の30%を超えることがある。疑義を避けるために記せば、かかる集中的投資に対する制限は、投資先ファンドの一つであるPGS エナジー・オポチュニティーズ・トラスト（PGS Energy Opportunities Trust）には適用されない。

(後略)

< 訂正後 >

(前略)

#### 投資戦略

(中略)

通常の場合において、投資先ファンドのマネジャーが単独で管理または助言を行うものでないある一つの投資先ファンドに対する投資は、サブ・ファンドの純資産価額の50%未満とする予定である。単一の当該投資先ファンドに対する投資がサブ・ファンドの純資産価額の50%以上になった場合、投資運用会社はできる限り速やかに投資がかかる上限を下回るように合理的な措置を講じる。ただし、当該調整は投資運用会社がサブ・ファンドの全体の運営および目的ならびに一般的な市場環境を考慮した上で適切と判断する時に行われる。受益者による買戻請求を履行するため、またはサブ・ファンドまたは投資先ファンドの流動性を確保するために、各投資先ファンドから比例配分で買戻しを行うことが不可能なことまたは適切でないことがあり、その結果、一つの投資先ファンドの投資配分が時にサブ・ファンドの純資産価額の50%以上になる可能性がある。疑義を避けるために記せば、かかる集中的投資に対する制限は、投資先ファンドの一つであるPGSエナジー・オポチュニティーズ・トラスト（PGS Energy Opportunities Trust）への投資には適用されない。

(後略)

### 3 投資リスク

#### (1) リスク要因

<訂正前>

(前略)

以下の特定のリスクは、投資予定者が慎重に考慮すべきものであるが、リストはすべてのリスクを網羅していない。投資予定者は、サブ・ファンドへの投資のメリットおよび適合性を評価するにあたり、以下のリスク要因を慎重に検討すべきである。

(中略)

( )サブ・ファンドが成功するか否かはサブ・ファンドの投資目的を達成する投資およびリスク管理戦略を策定し、実行する投資運用会社の能力にかかっている。投資運用会社がサブ・ファンドの運営に参加できなくなった場合、サブ・ファンドへの影響は深刻で、結果的にサブ・ファンドが早期に終了することがある。

(後略)

<訂正後>

(前略)

以下の特定のリスクは、投資予定者が慎重に考慮すべきものであるが、リストはすべてのリスクを網羅していない。投資予定者は、サブ・ファンドへの投資のメリットおよび適合性を評価するにあたり、以下のリスク要因を慎重に検討すべきである。

(中略)

( )サブ・ファンドが成功するか否かはサブ・ファンドの投資目的を達成する投資戦略およびリスク管理戦略を展開し、実行する投資運用会社の能力にかかっている。投資運用会社がサブ・ファンドの運営に参加できなくなった場合、サブ・ファンドへの影響は深刻で、結果的にサブ・ファンドが早期に終了することがある。

(後略)

### 4 手数料等及び税金

#### (3) 管理報酬等

販売会社の報酬

<訂正前>

(前略)

販売報酬は、口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として支払われる。

(後略)

<訂正後>

(前略)

販売報酬は、ファンドの購入・買戻しの取扱、運用報告書の交付等購入後の情報提供およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

(後略)

## (5) 課税上の取扱い

## (A) 日本

以下の内容に更新されます。

平成28年2月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

サブ・ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいう。）の譲渡損失（繰越損失を含む。）との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。）または金融機関等を除く。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される（平成50年1月1日以後は15%の税率となる。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益（譲渡価額から取得価額等を控除した金額（邦貨換算額）をいう。以下同じ。）に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。

サブ・ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、サブ・ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。

- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、日本の個人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金については、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。
- 日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。
- 申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。
- (4) 日本の法人受益者が支払を受けるサブ・ファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(平成50年1月1日以後は15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315% (所得税15.315%、住民税5%) (平成50年1月1日以後は20% (所得税15%、住民税5%)) の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。
- 譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。
- (6) 日本の個人受益者の場合、サブ・ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。
- (注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ない。
- サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。
- 税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがある。
- 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

## 第2 管理及び運営

### 3 資産管理等の概要

#### (5) その他

##### (八) 関係法人との契約の更改等に関する手続

###### <訂正前>

###### 総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(後略)

###### <訂正後>

###### 総管理事務代行契約

総管理事務代行契約は、一方当事者から他方当事者に対し、90暦日前までに書面による通知をすることにより終了することができる。

総管理事務代行契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができる。

(後略)

### 第三部 特別情報

#### 第2 その他の関係法人の概況

##### 2 関係業務の概要

###### (2) S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

###### <訂正前>

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

（中略）

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

（後略）

###### <訂正後>

受託会社、管理会社および管理事務代行会社との間で締結された総管理事務代行契約（以下「総管理事務代行契約」という。）に基づいて、受託会社および管理会社はファンドの管理事務代行、登録代行兼名義書換代理人を務める各サブ・ファンドの管理事務代行会社としてS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社を任命した。総管理事務代行契約に定める条件に基づいて、かつ受託会社および管理会社の全般的監督の元で、管理事務代行会社は受託会社および管理会社の包括的または個別的指示に従って、ファンドの事務を管理し、ファンドの会計記録を付け、サブ・ファンドの純資産価額および受益証券1口当たり純資産価格を計算し、受益証券に関する登録代行および買戻代理人を務めるものとする。

（中略）

総管理事務代行契約は、受託会社もしくは管理会社が管理事務代行会社に90暦日前までに書面の通知をするか、または管理事務代行会社が受託会社もしくは管理会社に90暦日前までに書面の通知をして終了させるまで、効力を継続するものとする。また総管理事務代行契約は総管理事務代行契約に定めるその他の状況下においても終了させることができる。

（後略）